

せいかつ ほ ご

生活保護のしおり



この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです
わからないことや、相談のあるかたは
お気軽に市役所 1 階生活支援課までおたずねください。

ほんじょうしふくしじむしょ
本庄市福祉事務所

ほんじょうしやくしょ せいかつしえんか
(本庄市役所 生活支援課)

本庄市本庄3-5-3

でんわ
電話0495-25-1126

令和7年6月1日改訂

生活保護とは

年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回るかた（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

〈日本国憲法 第25条〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

〈生活保護法 第1条〉

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに、その状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

【社会生活自立】

社会的なつながりができ、地域社会の一員として充実した生活を送れるよう社会生活の自立をめざします。

【日常生活自立】

自分で自分の健康・生活管理を行うなど、日常生活における自立をめざします。

【経済的自立】

就職などにより、自身で収入を得ることで生活が送れることができるよう経済的自立をめざします。

生活保護申請手続きの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんなときは、福祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、そのかたの問題を解消するため協力します。なお、生活保護の申請の際には、次の手続きが必要となります。

①相談（生活にお困りになったら…）

お住まいの地域の福祉事務所に相談し、困っている内容を相談してください。



生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などの確認をします。プライベートな部分もあるため、できる範囲の話でかまいませんので、気軽に相談してください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話での相談もできます。

②申請（意思があればだれでも）

生活保護を希望するかたは、生活保護を利用するため申請書類を提出します。

⚠️暴力団員は保護の要件を満たさないものとして、この制度を利用できません。

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、福祉事務所にある申請書類に記入し、提出します。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料なども求めることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。

※明らかに急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護の利用を開始する場合があります。



③調査（調査内容と制度について）

生活保護の申請をすると、ケースワーカーが生活状況、資産状況などを調査します。調査のあと、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。

★生活保護と資産の関係

生活保護を申請されると、銀行や生命保険会社などの資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合は、その資産を活用して最低生活費に充てていただくこともあります。

○居住用の不動産（土地、家屋）

資産価値が低く、現に居住している土地、家屋などは原則として保有が認められます。なお、保有が認められた土地、家屋などであっても、高齢者のみの世帯で所有する不動産に一定以上の価値がある場合は、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）」という貸付制度を活用する必要があります。

※「要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）」とは？

一定以上の資産価値を有する居住用不動産を所有し、住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける制度です。

○生命保険等

生命保険、医療保険等のうち、危険対策を目的とした貯蓄性の無い保険（生活保護利用者が給付対象）で保険料が少額かつ、解約返戻金在一定額以下の保険は、解約せず保有が認められる場合があります。



○自動車、オートバイ（125ccを超える）

自動車及びオートバイ（125cc以下のもので、一定の要件のもと保有が認められた場合を除く）はその保有及び運転（他人名義の自動車を運転することを含む）が原則として出来ません。しかし、次のような場合で、自動車の処分価値が低く、世帯の自立の助長に効果があると認められる場合は保有できます。



- ・現に就労しており、自動車以外での通勤方法が全くないか、極めて困難である場合
- ・おおむね6か月以内に就労により、保護からの自立が確実に見込まれる場合
- ・病気や、障害のある方が通院に利用する場合で、公共交通機関の利用が困難な場合

○学資保険

学資保険が次の要件を全て満たす場合は、満期保険（一時金等を含む）又は満期前の解約返戻金から保護開始時の解約返戻金相当額を返還することを前提として、保有が認められる場合があります。

- ・学資保険の対象となる子（同一世帯の構成員であることが必要）が18才以下である時に、満期保険金を受け取るものであること。
- ・満期保険金の使途が世帯内の子の就学に要する費用に充てることを目的としたものであること。
- ・開始時点の1世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以下であること。

★能力の活用

働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けないかたは、その問題解決を優先します。

なお、求職活動するにあたり、就労支援や

職業訓練等の支援も行っています。



★扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、扶養義務の履行が期待できない時など、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。

《扶養義務の履行が期待できないと判断される例》

・扶養義務者が保護利用者、施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者でない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）未成年者、おおむね70歳以上の高齢者である場合

・特別な事情があり、明らかに扶養ができない場合（扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐり対立している、音信不通（例えば10年程度）であるなど交流が断絶している等）

・DVや虐待歴がある等、扶養を求めることにより明らかに自立を阻害すると認められる場合

★ほかの制度の活用

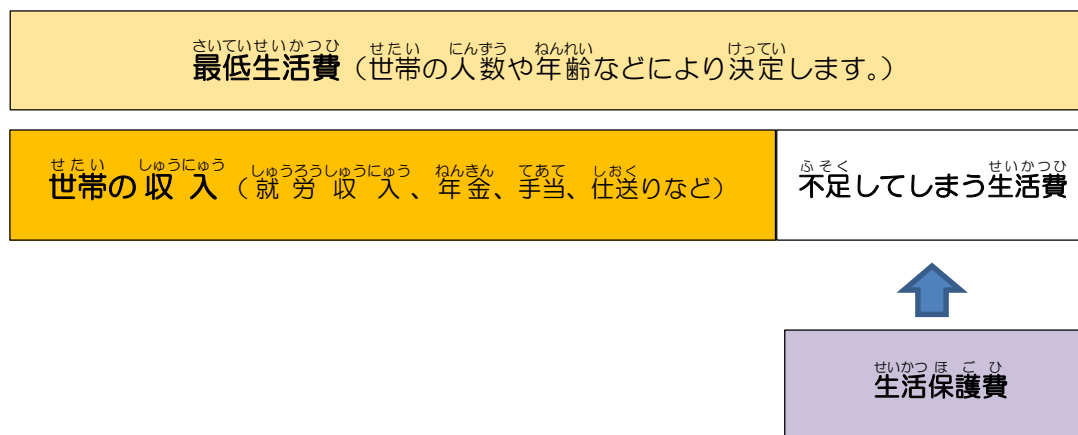
生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

★生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。

審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給与、各種手当、養育費なども含みます）を比較して判定します。下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合は、生活保護の利用はできません。

（例）



※生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬期暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定のものではありません。

★結果通知

以上のような調査が行われ、申請した日から原則14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

④利用開始（生活保護が始まったら）

★生活保護の種類…生活保護を利用するかたは、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助（援助）を受けられます。

1 生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活の需要を満たすために必要な費用を個人の年齢、また世帯の人数などで算定されます。



5 介護扶助

介護認定を受けているかたが、介護サービスを受ける際の1割の自己負担分も現物支給となるため、自己負担が発生しません。なお、介護サービスの利用希望がある場合には、福祉事務所へご相談ください。



2 住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修など費用が定められた限度額内で支給されます。



6 出産扶助

出産にかかる費用について、限度額内で支給します。



3 教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費が支給されます。



7 生業扶助

高等学校の費用や就職するために必要となる技能、資格習得にかかる費用を支給します。また、大学や専門学校への進学費用に対しても、さまざまな制度があるので、ご相談ください。



4 医療扶助

医療費は現物給付となるため、保険適用内であれば、自己負担が発生しません。治療材料や施術なども要件にあてはまれば、支給できるものもあります。希望がある場合は、福祉事務所へご相談ください。



8 葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬祭費用などについて、限度額内で支給します。



※なお、特別の需要がある方に対応する加算や一時扶助などがあります。

◎加算の例…妊産婦加算、障害者加算、児童養育加算、母子加算など

◎一時扶助の例…被服費、家具什器費、入学準備金など

◎就労自立給付金…安定した職業に就いたことにより、生活保護を必要

としなくなった方に支給できる場合があります。

◎進学・就職準備給付金…生活保護世帯の子どもが、大学や専門学校等に進学する際
や高校等を卒業後に安定した職業に就職して自立する
際に支給されます。

その他、国民年金保険料、国民健康保険料、市県民税、NHK放送受信料、住民票交付
手数料などの減免を受けることができます。

★生活保護の支給方法

①毎月の保護費

保護費は、原則として毎月5日（5日が土日、祝日に当たる

場合は、その前日の平日）に指定の金融機関に振り込まれるか、

福祉事務所の窓口で支払われます。



②臨時の保護費

アパートの契約更新料や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な保護費は、
翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時的に支給します。

★生活保護を利用するかたの権利

1、条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。

2、正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりする
ようなことはありません。

3、受け取る保護費や保護の物品に対して、税金をかけられたり、差し押さえられ
たりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定内容に不服がある
ときは、その決定を知った日から起算して、3ヶ月以内に県知事に対して、審査請求
することができます。

★生活保護を利用するかたの義務

生活保護を利用するかたには、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

1、生活向上に向けた努力をする

働けるかたはその能力に応じて働き、健康の管理に努め、適切な家計の管理をするなど、生活の維持・向上に努力しなければなりません。病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。



2、保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、給食費や教材費等の学納金は、それぞれの使途のために支給しているものですので、その目的のため使用してください。滞納した場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。



3、生活保護法に基づく指導・指示を守る

福祉事務所から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指導や指示を受けたときには、これを守らなければなりません。

★届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、必ず報告してください。

◎世帯状況に変化があったとき（例）

- ・住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください）
- ・家族に変化があったとき（出生・死亡・転入転出・入退学・卒業・入退院・事故など）
- ・就職や離職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得、喪失をしたとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・家賃、地代が変更されるとき
- ・海外渡航をするとき
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき



◎収入に変化があったとき（例）

- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- ・年金などの公的手当があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・不動産など資産の売却益があったとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき



※記載したものは一部の例であり、あらゆる収入の申告が必要です。

収入申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※控除とは…ある金額(収入)から一定の金額を差し引くことです。
控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学、専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いとなります。	

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取扱いができる場合がありますので、申告するときに相談してください。

★生活保護費を返していただく場合

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費(医療費10割分や介護費を含む)を速やかに返還していただくことになります。

【たとえば次のような場合です。】

- ①不動産(土地・家屋)などが売れたとき。
- ②生命保険などの保険金などを受け取ったとき。
- ③各種年金、手当を遡って受け取ったとき。
- ④交通事故などで示談金、補償金などを受け取ったとき。



★不正受給をした場合

事実と違う申告をしたり、収入申告義務を怠るなどして、生活保護を受けたときは、支給額の全部または一部を徴収するほか、加算金を徴収する場合や、法律により罰せられることもあります。

★病院等にかかるとき

①病院等にかかるときは「医療券」が必要となります。

「医療券」は福祉事務所で交付します。

保護申請中は「医療券」の発行はできませんので、福祉事務所より「連絡書」をお渡ししますので、病院等の窓口で生活保護申請中であることを伝え、「連絡書」を提出してください。

なお、急病、夜間、休日などで手続きができないときは、生活保護の「受給証」を病院等の窓口で提出してください。その後、できるだけ早く福祉事務所へ連絡してください。

②生活保護法で指定を受けている病院等で受診してください。

また、特別な事情がない限り、最寄りの病院等へかかってください。

③同じ病気で、複数の病院等を受診することはできません。

④国民健康保険及び後期高齢者医療の保険証、重度障害者医療、乳幼児医療、ひとり親家庭医療などの受給者証は使用できません。会社などの健康保険証は引き続き使用してください。

⑤障害者総合支援法に基づく「障害者サービス受給者証」、難病法に基づく指定難病医療費給付制度の「指定難病医療受給者証」は引き続き使用してください。
(自己負担上限額が変更になる場合があります。)

⑥移送費(通院交通費)、治療材料費(眼鏡・コルセット等)、施術費用(「柔道整復」「あんま・マッサージ」「はり・きゅう」)などの費用は生活保護で給付できる場合がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

⑦医師が後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を認めている場合は、原則使用してください。



★介護サービスを受けるとき

65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満で特定疾病のある人が、自力で生活を維持することが困難なときは、介護サービスを利用することができます。

介護サービスを利用するには、要介護(支援)認定を受けることが必要です。「要介護(1～5)」または「要支援(1・2)」と判定されると、その介護度に見合った介護サービスが受けられます。

介護サービスが必要になったときは、福祉事務所へ相談してください。



★地区担当員（ケースワーカー）

地区担当員（ケースワーカー）とは、生活保護を利用するかたの自立助長と適正な保護実施のために、必要な調査や助言・支援をおこなう職員です。

生活保護が開始されると、地区担当員（ケースワーカー）が定期的に家庭訪問をし、生活状況の確認やいろいろな相談に応じたりします。

生活上の問題などがあれば、地区担当員（ケースワーカー）へ相談してください。ご相談の内容などの秘密は守られます。



★民生委員

お住まいの地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員がおります。民生委員は社会福祉に関して困ったことがあったときに、住民の立場にたって相談のしてくれます。

個人の秘密は堅く守りますので、安心して相談してください。

メ モ

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

せいかつ ほ ご せいど がいよう せつめい
～生活保護制度の概要を説明したものです～

〒367-8501 ^{ほんじょうしほんじょう} 本庄市本庄3-5-3

^{ほんじょうしふくしじむしょ} 本庄市福祉事務所（^{ほんじょうしやくしょ} 本庄市役所 ^{ふくしふ} 福祉部 ^{せいかつしえんか} 生活支援課）

TEL 0495-25-1126（^{ちよくつう}直通）

FAX 0495-23-1963

Email seikatu@city.honjo.lg.jp